

電線の日ロゴデザイン使用ルール

目的 一般社団法人日本電線工業会（以下、当会という）が提供する電線の日ロゴデザイン（以下、電線の日ロゴという）の商標の使用に関する基本ルールを定めたものです。

電線の日ロゴの使用を希望する者（以下、使用者という）は、電線の日ロゴデザイン使用ルールに定める範囲内で、ガイドラインを遵守する場合に限り、当会からの許諾を得たうえで、電線の日ロゴを無償で使用することができます。

権利帰属 電線の日ロゴに関する一切の権利（著作権、商標権等を含む）は、すべて当会に帰属します。

商標登録番号 第 6202931 号

登録区分 第 16 類、第 35 類、第 41 類

使用目的 使用者は、以下の場合に限り、電線の日ロゴを使用することができます。

1. 電線の日の基本理念に賛同し、電線の日を広めること
2. 電線のイメージ向上につながる PR 活動
3. 電線の販促活動

不正使用（禁止行為） 使用者は、電線の日ロゴの使用にあたり、以下の行為が禁止されます。

1. 別途当会の許諾を得ることなく、前条に定める使用目的以外に電線の日ロゴを使用すること。
2. 電線の日ロゴの変形、加工、改変。
3. 電線の日キャッチフレーズの単独使用
電線の日キャッチフレーズとは、「心と心を結ぶインフラへ。"つなぐ"11 月 18 日は電線の日」を指す。
4. 電線の日ロゴを他の商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名等の一部として使用すること。
5. 別途当会の許諾を得ることなく、当会と何らかの雇用関係等があること、又は当会による承認・後援・推奨等を示唆するような方法で電線の日ロゴを使用すること。
6. 当会又は当会サービス、当会会員社の誹謗中傷又はその評判を貶めるような方法で電線の日ロゴを使用すること。
7. 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体等で電線の日ロゴを使用すること。
8. その他、当会が当会裁量において不適切と判断する方法で電線の日ロゴを使用すること。

使用者の責任

1. 当会は、使用者がロゴデザイン使用ルール又はガイドラインに違反して電線の日ロゴを使用していると認めた場合、又は当会裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、電線の日ロゴの使用停止、その他、当会が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。
2. 使用者は、電線の日ロゴを使用したことに起因して（当会がかかる使用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます）、当会が直接的又は間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます）を被った場合、当会の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

免責

1. 当会は、電線の日ロゴに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当会は、かかる瑕疵を除去して電線の日ロゴを提供する義務を負いません。
2. 当会は、電線の日ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

ロゴ使用ルール及びガイドラインの変更

当会は、当会が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、ロゴ使用ルール及びガイドラインを変更することができます。変更後のロゴ使用ルール及びガイドラインは、当会公式サイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、使用者は、変更後も当会ロゴを使用し続けることにより、変更後のロゴデザイン使用ルール及びガイドラインに同意をしたものとみなされます。

準拠法及び裁判管轄

1. ロゴデザイン使用ルールの準拠法は日本法とします。
2. 電線の日ロゴに起因し又はこれに関連して使用者と当会との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

この規則は、2020年4月8日から適用する。